

職業紹介手数料表

株式会社コレクトプレイス 07-ユ-300178

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1職種につき 20,000円 手数料の負担者は 求人者 とします。
1、求人受理後、求人者に求職者を紹介する場合	<p>【成功報酬】</p> <p>○雇用期間が無期雇用の場合 就職してから1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている年収又は想定年収)の50%を上限とします。</p> <p>○雇用期間が有期雇用の場合 雇用期間中に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額(雇用期間が1年を超える場合には最大1年間分))の50%を上限とします。</p> <p>○常用目的紹介の場合 当初は有期雇用であるが、その後1年以内に無期雇用に切り替えた場合</p> <p>a、有期雇用期間中に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている年収又は想定年収)の50%を上限とします。</p> <p>b、無期雇用契約(常用雇用契約)に切り替えた際に明示された月収及び年収(内定書や労働条件通知書等に記載されている月収・年収及び想定年収)の50%を上限とします。 (ただし、bで計算された手数料額からaで徴収した額を控除した額を限度として徴収することとする。)</p> <p>手数料の負担者は 求人者 とします。</p>
2、求人受理後、求人者に求職者を紹介する場合において、その職種が専門的であり特定の条件が付されている場合 (リサーチ型など)	<p>着手金(専門的な相談を含む) 活動1日あたり 最大 200,000円 20,000円</p> <p>【成功報酬】</p> <p>○雇用期間が無期雇用の場合</p> <p>○雇用期間が有期雇用の場合</p> <p>○常用目的紹介の場合 上記、「1、求人受理後、求人者に求職者を紹介する場合」と手数料は同じ</p> <p>手数料の負担者は 求人者 とします。</p>
3、再就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言 (アウトプレースメントなど)	<p>着手金(専門的な相談を含む) 最大 200,000円</p> <p>【成功報酬】</p> <p>○雇用期間が無期雇用の場合</p> <p>○雇用期間が有期雇用の場合</p> <p>○常用目的紹介の場合 上記、「1、求人受理後、求人者に求職者を紹介する場合」と手数料は同じ</p> <p>手数料の負担者は 関係雇用主 とします。</p>

※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

◇返戻金制度について

原則就業開始後1月以内に退職した場合(解雇を除く)には、原則として徴収額のうち100%をお返しいたします。その他のケースについては個別の契約内容によることとなります。